

○東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

平成19年3月30日

告示第85号

改正 平成22年11月15日告示第117号

平成24年4月19日告示第49号

令和2年2月20日告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における自発的な初期消火、避難誘導等の活動を行うことを目的として地域住民が自主的に組織した防災組織（以下「自主防災組織」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平24告示49・全改)

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自主防災組織活動事業とし、補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(平24告示49・全改)

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「補助団体」という。）は、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業を実施する日の30日前までに村長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 自主防災組織の規約

(補助金の交付の決定等)

第4条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により補助団体に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付することができる。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更（当該経費の配分予算額が20パーセントを超える増減をいう。）をする場合においては、村長の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合においては、村長の承認を受けること。

(3) 補助金を他の目的に使用しないこと。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、村長の承認を受けること。

(5) 防災資機材を活用した定期的（年1回以上）な訓練及び点検を行うこと。

(6) 地域の実態（危険物、危険地域、避難場所、水利等）を常に把握しておくこと。

(7) 補助事業により作成した「地域防災マップ」を、自主防災組織の在する地域住民に配布し、及び有効に活用すること。

(8) 補助事業により作成した「地域防災マップ」が、地域の実情と相違するようになったときは、自主防災組織自ら、実状に合うものを再度作成するように努めること。

（決定の取消し）

第5条 村長は、補助団体について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく村長の処分に違反したとき。

2 村長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により補助団体に通知するものとする。

（補助事業の変更申請等）

第6条 補助団体は、その者の責めに帰すべき事情により、第4条第2項第1号に掲げる補助事業に要する経費の配分の変更及び同項第2号に掲げる補助事業の内容の変更（以下「補助事業の変更」という。）並びに同項第4号に掲げる補助事業を中止し、又は廃止しなければならない事由が生じる場合は、速やかに、補助事業の変更にあつては東海村自主防災組織活動事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）により、補助事業の中止又は廃止にあつては東海村自主防災組織活動事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請内容を審査し、補助事業の変更にあつては東海村自主防災組織活動事業費補助事業変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により、補助事業の中止又は廃止にあつては東海村自主防災組織活動事業費補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助団体は、補助事業が完了したとき又は前条第2項の規定により補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止若しくは廃止の承認の通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31

日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 東海村自主防災組織活動事業費補助事業実績報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 支出を証明する書類の写し
（補助金の額の確定等）

第8条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、東海村自主防災組織活動事業費補助金確定通知書（様式第12号）により補助団体に通知するものとする。ただし、補助金の交付確定額が交付決定額と同額である場合は、この限りでない。

（補助金の交付の時期及び請求）

第9条 村長は、補助団体が補助事業を完了した後において補助金を交付するものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払で交付することができる。

2 補助団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付請求書（様式第13号）により、村長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 村長は、概算払で交付した補助金の額が第8条の規定により確定した補助金の額を超えているときは、東海村自主防災組織活動事業費補助金超過交付分返還通知書（様式第14号）により、第5条第2項の規定による交付の決定の取消しを決定した場合又は第6条第2項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、東海村自主防災組織活動事業費補助金取消（補助事業の中止・廃止）分返還通知書（様式第15号）により、期限を定めて、返還を命じるものとする。

(令 2 告示 2 1 ・ 一部改正)

(財産の処分制限期間)

第 1 1 条 補助団体は、補助を受けて取得した防災用の資機材（以下「財産」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、財産を取得した年度から 5 年を経過した場合は、この限りでない。

(証拠書類の保存)

第 1 2 条 補助団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、当該補助年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

2 補助団体は、自主防災組織台帳を常備し、組織の内容、地域の実態、活動の状況及び防災資機材の整備状況等組織の実状を常に明らかにしておかなければならない。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年告示第 1 1 7 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 4 年告示第 4 9 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年告示第 2 1 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

(平 2 4 告示 4 9 ・ 全改)

補助金の交付の対象となる経費	補助金の額
1 防災カルテ、地域防災マップ、啓発等のポス	結成初年度

ター, パンフレット等の作成に要する経費	50,000円以内
2 防災知識, 技術の習得に要する経費	結成の翌年度以降
3 防災訓練に要する経費	96,000円以内
4 情報収集伝達用具, 初期消火用具, 救出用具, 救護用具, 避難誘導用具, 給食給水用具その他 自主防災組織の整備に必要な資機材及び備蓄食 料の購入に要する経費	
5 その他自主防災組織の結成及び活動に要する 経費	

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所(所在地)
団体等名称
代表者職氏名



東海村自主防災組織活動事業費補助金交付申請書

東海村自主防災組織活動事業費補助金の交付を受けたいので、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 自主防災組織の規約

様式第2号(第3条関係)

事業計画書

補助事業の目的	
補助事業の内容	
補助事業の期待される効果	
補助事業の実施期間	
補助事業の総事業費	円

備考 必要に応じ、この様式に別に明細書を添えて説明することができる。

様式第3号(第3条関係)

収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	算出根拠
村補助金		
合計		

2 支出

(単位：円)

経費区分	予算額	補助金充当額	算出根拠
合計			

備考

- 1 この収支予算書は、補助事業の総事業費に係る収支に限り作成すること。
- 2 支出の経費区分は、裏面の表に掲げる区分を参照し記載すること。

様式第4号(第4条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 印

東海村自主防災組織活動事業費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東海村自主防災組織活動事業費補助金については、下記のとおり交付することに(下記の理由により不交付と)決定したので、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定
 - (1) 補助金の交付決定額 金 円
 - (2) 補助条件

(不交付決定理由)

様式第5号(第5条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 

東海村自主防災組織活動事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で決定した東海村自主防災組織活動事業費補助金については、下記の理由により全部(一部)を取り消すことに決定したので、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付取消額 金 円
- 3 取り消した理由

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所(所在地)

団体等名称

代表者職氏名



東海村自主防災組織活動事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日付け東海指令第 号で交付決定のあった東海村自主防災組織活動事業費補助事業については、下記のとおり変更したいので、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更理由
- 3 (補助金の申請額)

変更前	金	円
変更後	金	円
- 4 添付書類
 - (1) 補助事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書

備考

1 補助事業変更計画書及び変更収支予算書は、様式第2号及び様式第3号を準用し、上段に変更前の額等を括弧書きし、提出すること。

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所(所在地)
団体等名称
代表者職氏名



東海村自主防災組織活動事業費補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け東海指令第 号で交付決定のあった東海村自主防災組織活動事業費補助事業については、下記のとおり中止(廃止)したいので、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止(廃止)理由

様式第8号(第6条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 印

東海村自主防災組織活動事業費補助事業変更承認(不承認)通知書

年 月 日付で決定した東海村自主防災組織活動事業費補助事業については、下記のとおり承認(下記の理由により不承認)したので、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 決定の内容の変更理由
- 3 決定の内容の変更内容
変更前
変更後
(補助金の交付決定額)
変更前 金 円
変更後 金 円
- 4 変更不承認の理由

様式第9号(第6条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 

東海村自主防災組織活動事業費補助事業中止(廃止)承認通知書

年 月 日付で申請のあった東海村自主防災組織活動事業費補助事業の中止(廃止)について承認したので、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

様式第10号(第7条関係)

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所(所在地)
団体等名称
代表者職氏名



東海村自主防災組織活動事業費補助事業実績報告書

年 月 日付け東海村指令第 号で交付決定のあった東海村自主防災組織活動事業費補助事業が完了した(中止(廃止)の承認を受けた)ので、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額
(変更承認交付決定額) 金 円
精算額 金 円
- 3 補助金の成果内容
- 4 添付書類
 - (1) 収支決算書(様式第11号)
 - (2) 支出を証明する書類の写し

様式第11号(第7条関係)

収支決算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算現額	決算額	摘要
村補助金等			
合計			

2 支出

(単位：円)

経費区分	予算額	決算額	補助 充 当 金額	摘要
合計				

備考

- 1 この収支決算書は、補助事業等の総事業費に係る収支に限り作成すること。
- 2 収入支出の表中「摘要」欄は、収入支出差引過不足分の処理の方法等について記載すること。

様式第12号(第8条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 印

東海村自主防災組織活動事業費補助金確定通知書

年 月 日付け東海村指令第 号をもって決定した東海村自主防災組織活動事業費補助金については、実績報告書に基づき交付額を下記のとおり確定したので、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額
(変更承認交付決定額) 金 円
交付決定額 金 円

様式第13号(第9条関係)

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所(所在地)
団体等名称
代表者職氏名



東海村自主防災組織活動事業費補助金交付請求書

年 月 日付け東海村指令第 号により補助金確定通知(補助金交付決定通知・補助金交付決定変更通知・補助事業変更承認通知)のあった東海村自主防災組織活動事業費補助金を下記のとおり(概算払で)交付されたく、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により請求します。

記

- 補助事業の名称
- 補助金の確定額(交付決定額・交付決定変更額・変更承認交付決定額)

	金	円
(うち既交付額)	金	円)
- 今回請求額

	金	円
(未交付額)	金	円)

4 振込口座

金融機関等名	銀行・金庫・組合 本店・支店・本所・支所
預金口座名	1普通 ・ 2当座 ・ 3別段
預金口座番号
フリガナ 口座名義人	

備考 補助金確定通知書の写し(東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定による概算払の場合は、補助金交付決定通知書又は補助事業変更承認通知書の写しを添付すること。)

様式第14号(第10条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 印

東海村自主防災組織活動事業費補助金超過交付分返還通知書

年 月 日付け東海村指令第 号をもって確定した東海村自主防災組織活動事業費補助金については、補助金の既交付額が交付確定額を超過しているため、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり返還くださるよう通知します。

記

1 補助事業の名称		
2 補助金の既交付額	金	円
3 補助金の交付確定額	金	円
4 補助金の返還額(超過交付額)	金	円
5 補助金の返還期限		年 月 日

様式第15号(第10条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 印

東海村自主防災組織活動事業費補助金取消(補助事業の中止・廃止)分返還通知書

年 月 日付け東海村指令第 号をもって取り消した(中止した・廃止した)東海村自主防災組織活動事業費補助金については、既に当該補助金が交付されているので、東海村自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり返還くださるよう通知します。

記

- | | | | |
|--------------------|---|-------|---|
| 1 補助事業の名称 | | | |
| 2 補助金の既決定額 | 金 | | 円 |
| 3 補助金の交付取消(中止・廃止)額 | 金 | | 円 |
| 4 補助金の返還額 | 金 | | 円 |
| 5 補助金の返還期限 | | 年 月 日 | |
| 6 補助金の返還を命ずる理由 | | | |

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 6 条関係)

様式第 9 号 (第 6 条関係)

様式第 1 0 号 (第 7 条関係)

様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

様式第 1 2 号 (第 8 条関係)

様式第 1 3 号 (第 9 条関係)

様式第 1 4 号 (第 1 0 条関係)

様式第 1 5 号 (第 1 0 条関係)